

サイバー犯罪捜査の効率化等を図るための新たな捜査体制について

1 趣旨

サイバー犯罪捜査については、地理的無制限性等の特性から、各道府県警察が頻繁に東京都内に出張してプロバイダ等に対する差押え等を行っている実態があり、捜査活動の更なる効率化を図る必要がある。

インターネットバンキングに係る不正送金事案の被害が急速に拡大しているところ、この種事犯の申告が、金融機関の本店からその所在地を管轄する警視庁に集中しており、申告された事犯について、全国警察が協働して効果的な捜査をなし得るよう、所要の初期捜査及び、これにより判明した関係道府県警察との警察庁を介した情報共有等を迅速に行わせる必要がある。

2 新たな捜査体制

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課に警視庁の捜査員及び道府県警察から派遣される捜査員から編成された「サイバー犯罪特別対処班」を新設

3 具体的業務

(1) 道府県警察からの捜査共助の依頼に対する対応

不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に係る国費認定を受けたサイバー犯罪の事件捜査（ただし、インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報に基づく事件捜査は除く。）における、東京都の区域内に所在するプロバイダ等に対する差押え・検証

(2) インターネットバンキングに係る不正送金事案の初期捜査

関係金融機関からの申告を受けての事情聴取、関係道府県警察の捜査に必要な契約書類や取引明細等の関係資料の入手、口座凍結のための情報提供等

4 運用開始日

平成25年7月1日